組合規約 総合共済規定



現場に出勤する労働者に、処遇改善のたたかいを 呼び掛けるみなとみらい地区の早朝宣伝

全建総連

神奈川土建

〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川 2-19-3 建設プラザかながわ 5 F

TEL 045-453-9806 FAX 045-453-9807

URL http://www.kanagawa-doken.or.jp/
E-Mail honbu@kanagawa-doken.or.jp

神奈川土建一般労働組合規約

第1章 総則

- 第1条 この組合は神奈川土建一般労働組合と称し、主たる事務所を神奈川県横浜市神奈川区神奈川 2丁目19番地3におき、法人とする。
- 第2条 この組合は、主として神奈川県内に居住し、建設産業に従事する労働者をもって組織する。
- **第3条** この組合の組合員は、組合のすべての問題に参与する権利、および均等の取り扱いを受ける 権利を有し、**また何人も**人種、性別、門地または身分等により組合員の資格を奪われることな く、どの宗教を信仰しても、どの政党を支持してもよい。

第2章 目的と事業

- **第4条** この組合は、組合員の固い団結と意志のもとに民主的な組織の力によって、労働者の政治的、 経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とし、その目的達成のために、つぎのことをお こなう。
 - 1、建設産業の民主化
 - 2、建設労働者の雇用の安定と労働条件の改善
 - 3、建設労働者の福祉と利益の増進
 - 4、同目的をもつ他団体との協力、提携
 - 5、その他目的達成に必要なこと

第3章 組合員

- **第5条** この組合には、第2条による労働者で、規約を承認したものは、誰でも加入できる。但し、 書記も加入できる。
- 第6条 この組合に加入するときは、加入申込書に加入金と組合費1ヶ月分を添えて加入を申し込み、 組.合が受諾したときから組合員となる。
- 第7条 組合員は次の権利をもつ。
 - 1、思想、信条の自由、政党支持の自由
 - 2、規約にもとつく選挙権、および被選挙権
 - 3、規約にもとついて、組合の運営に参加し、その発言権と決議権
 - 4、組合に対して批判する自由
 - 5、規約にもとついて、大会をはじめ各会議の開催を要求する権利

- 6、組合役員をリコールする権利
- 7、規約にもとついて、会計、議事録などを閲覧する権利
- 8、規約にもとついて、自己の懲罰に対し弁明する権利

第8条 組合員は次の義務をもつ。

- 1、組合費は、毎月必ず納めなければならない。
- 2、規約を守り、機関の決定に従い、群会議に出席しなければならない。
- 3、組合員としての道義を守り、組合員相互の信頼の確立と組合の拡大強化のために努力しな ければならない。
- 第9条 同盟罷業は、組合員の直接無記名投票で過半数の同意がなければ決められない。
- **第10条** 組合からの脱退は、届出をすればいつでもできる。但し、正当な理由なく組合費を2ヶ月以上滞納したときは脱退したものとしてあつかわれることがある。
- 第11条 組合員が規約に違反したり、統制をみだしたり、組合の名誉を損じたり、損害をあたえたと きは、中央執行委員会により除名、権利停止または勧告される。

これらの決定に不服のあるものは、中央委員会への異議の申し立てをすることができる。

第12条 この組合の発展に功労のあったもの、組合の模範となるものは、各級機関の議を経て、それに対応する機関が表彰する。

第4章 組織および機関

- 第13条 この組合はつぎの組織をおく。
 - 1、本部 2、支部 3、分会 4、群

本部の下に行政区を基礎に支部をおき、支部の下に地域を基礎に分会をおき、分会の下に居住地を基礎に群をおく。

群は組合の基礎組織で、組合員はすべて群に所属し、毎月1回以上、群の組合員全員で群会議をひらき、組合の日常活動をおこなう。

第13条の2 政令指定都市での行政や地域全体にたいする運動をつよめるための協議機関として政令 指定都市に協議会をおく。協議会は、該当市に所在する支部によって構成し、本部の指導のも とに、構成する支部より選出された幹事の合議により運営し、運動をおこなう。

協議会は、その代表者として議長をおき、事務統轄責任者として事務局長をおく。 本規約に定めのないことは中央執行委員会の議を経て、幹事の合議で定める。

第14条 下級機関は上級機関の決定にしたがうことを基本とし、支部、分会、群は、本部の指導のも とに自主的に運営し、決定の実践と地域活動をおこなう。 第15条 この組合につぎの機関をおく。

(イ)決議機関

- 1、本部大会 2、中央委員会 3、支部大会 4、支部委員会 5、分会総会 6、群総会
- (口)執行機関
- 1、中央執行委員会 2、支部執行委員会 3、分会執行委員会 4、群3役会議
- 第16条 本部大会は、組合の最高決議機関で、支部の組合員数に応じて組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と役員で構成し、年1回、中央執行委員長が招集する。但し、中央委員会が必要と認めたとき、または、組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時にひらかなければならない。
 - つぎの事項は、大会に附議しなければならない。
 - (1)綱領 (2)規約 (3)予算決算(但し、補正予算は中央委員会で決めることができる)
 - (4)役員選出 (5)運動方針 (6)その他重要事項。

大会は代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決まる。可否同数のときは議長が決める。代議員数は中央執行委員会で決める。役員も代議員に選ばれることができる。

第17条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関で、本部役員と中央委員で構成し、中央執行委員会が必要と認めたとき、中央委員の3分の1以上の要求があったときに、中央執行委員長が招集する。中央委員会は、構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席構成員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。

中央委員は、支部の組合員200名につき1名の割で、支部組合員の無記名投票によって選出する。

但し、端数は、101名以上で1名を加える。

第18条 支部大会は、支部の最高の決議機関で、群の組合員数に応じて組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と支部執行委員で構成し、年1回以上支部執行委員長が招集する。但し、支部委員会が必要と認めたとき、または、支部組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時にひらかなければならない。

次の事項は支部大会に附議しなければならない。

- (1)支部予算決算(但し補正予算は、支部委員会で決めることができる) (2)支部役員選出
- (3)支部運動方針 (4)その他重要項目

支部大会は、代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。

代議員数は支部執行委員会で決める。

第19条 支部委員会は、支部大会に次ぐ決議機関で、支部役員と支部委員で構成し、支部執行委員会 が必要と認めたとき、支部委員の3分の1以上の要求があったときに、支部執行委員長が招集 する。

支部委員会は構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席構成員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。

支部委員は分会組合員数に応じて選出し、その定数は支部執行委員会で決める。

- 第20条 分会総会は、分会の決議機関で分会執行委員と分会組合員で構成し、年1回以上、分会長が 招集する。但し、分会組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時にひらかなければなら ない。つぎの事項は分会総会に附議しなければならない。
 - (1)分会役員選出 (2)分会予算決算 (3)その他重要事項

分会総会は、構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席構成員の過半数をもって決める。可 否同数のときは議長が決める。

- 第21条 群総会は、群の決議機関で群3役と群の組合員で構成し、年1回以上、群長が招集する。但し、群の組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時にひらかなければならない。 つぎの事項は群総会に附議しなければならない。
 - (1)群3役選出 (2)その他重要事項
- 第22条 中央執行委員会は、中央執行委員と本部4役および常任執行委員で構成し、月1回以上ひらき、大会および中央委員会の決議の執行と緊急事項を処理し、大会および中央委員会に責を負う。

常任中央執行委員会は、中央執行委員長・中央副執行委員長・書記長・書記次長(以下本部4役と呼ぶ)と常任中央執行委員で構成し、中央執行委員会を指導し、その機能を高めるとともに、議題の整理および緊急事項の処理をおこなう。

第23条 支部執行委員会は、支部執行委員と支部4役および支部常任執行委員で構成し、月1回以上 ひらき、本部決定の具体化とその執行ならびに支部大会および支部委員会の決議の執行と緊急 事項を処理し、支部大会ならびに支部委員会に責を負う。

支部常任執行委員会は、支部執行委員長・支部副執行委員長・支部書記長・支部書記次長(以下支部4役と呼ぶ)と支部常任執行委員で構成し、支部執行委員会を指導し、その機能を高めるとともに、議題の整理および緊急事項の処理をおこなう。

第24条 分会執行委員会は、分会役員で構成し、月1回以上ひらき、本部および支部の決定の具体化とその執行ならびに分会総会の決議の執行と群の活動について指導をおこない分会総会に責を負う。

分会4役は、分会長・副分会長・分会書記長・分会財政部長で構成し、分会執行委員会に責 を負う。

- 第25条 群3役会議は、群会議および群の日常活動を指導し、群総会に責を負う。
- 第26条 会議は、とくに定めるもののほかは構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。議長はそれぞれの会議で選出する。

第5章役員

- 第27条 本部に次の役員をおく。
 - 1、中央執行委員長1名 2、中央副執行委員長若干名 3、書記長1名
 - 4、書記次長若干名 5、常任中央執行委員若干名 6、中央執行委員若干名
 - 7、会計監查3名
- **第27条の2** 中央執行委員会に特別中央執行委員および顧問をおくことができる。

第28条 中央執行委員長は、組合を代表する。中央副執行委員長は、中央執行委員長を助け、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。

書記長は書記局を統轄し、日常業務を処理する。書記次長は書記長を助け、書記長事故あるときはこれを代理する。

常任中央執行委員は本部4役とともに組合の業務を統轄する。また、常任中央執行委員会で 選出された専門部長、専門委員会責任者は各専門部、専門委員会を統轄する。

中央執行委員は、組合の業務をおこない、各専門部を受けもつ。会計監査は、会計を監査する。 特別中央執行委員は上部団体等への派遣役員として中央執行委員会の機能強化を助ける。顧問 は中央執行委員会が必要と認めたとき、相談に応ずる。

第29条 本部役員は、代議員の直接無記名投票により選出し、その任期は次期大会までとする。但し、 再選はさまたげない。

第30条 支部に次の役員をおく。

- 1、支部執行委員長 2、支部副執行委員長 3、支部書記長 4、支部書記次長
- 5、支部常任執行委員 6、支部執行委員 7、支部会計監査
- 第30条の2 支部執行委員会に特別支部執行委員および顧問をおくことができる。
- 第31条 支部執行委員長は支部を代表する。支部副執行委員長は支部執行委員長を助け、支部執行委員長事故あるときはこれを代理する。

支部書記長は支部書記局を統轄し、日常業務を処理する。支部書記次長は支部書記長を助け、書記長事故あるときはこれを代理する。

支部常任執行委員は支部4役とともに支部の業務を統轄する。また支部常任執行委員会で選出された支部専門部長、支部専門委員会責任者は各専門部、専門委員会を統轄する。

支部執行委員は支部の業務をおこない各専門部を受けもつ。支部会計監査は、支部会計を監査する。

特別支部執行委員は本部役員等として支部執行委員会の機能強化を助ける。顧問は支部執行委員会が必要と認めたとき、相談に応ずる。

- 第32条 支部役員は、代議員の直接無記名投票により選出し、その任期は次期大会までとする。但し、 再選はさまたげない。
- 第33条 分会に次の役員をおく。
 - 1、分会長 2、副分会長 3、分会書記長 4、分会専門部長 5、分会執行委員
- 第34条 分会長は分会を代表する。副分会長は分会長を助け、分会長事故あるときはこれを代理する。 分会書記長は、分会の日常業務を統轄する。

分会専門部長は分会の各専門部を統轄する。分会執行委員は、分会の業務をおこない、群を 指導する。

分会役員は、分会の組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は次の分会総会までとする。但し、再選はさまたげない。

第35条 群に次の役員をおく。但し、2役を兼任してもよい。

1、群長 2、副群長 3、群会計

第36条 群長は群を代表する。副群長は群長を助け、群長事故あるときはこれを代理する。群会計は 組合費をとりあつかい、群の会計事務をおこなう。

群3役は、群の組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は次の群総会までとする。 但し、再選はさまたげない。

第37条 中央執行委員会のもとに本支部書記局をおく。書記局は中央、支部執行委員会の諸決定に基づき、その実践と日常業務の遂行にあたる。

書記局の業務は、別に定める書記局規定による。

第37条の2 書記の採用、退職、配置、異動などの人事は中央執行委員会がおこなう。

第38条 中央執行委員会のもとに本部につぎの部局をおく。

1、専門部

- ①組織部②財政部③教育宣伝部④社会保障対策部⑤賃金対策部⑥税金対策部
- ⑦厚生文化部⑧住宅対策部⑨技術対策部⑩労働対策部 専門部は常任中央執行委員会で選出された本部専門部長、担当中央執行委員、支部担当部長 で構成し、定期的に部会を開催し、専門部活動をおこなう。

2、青年部

青年組合員を対象に組織し、中央執行委員会の指導のもとに、自主的自発的に青年の活動を 発展させる。

青年部は、別に定める青年部規約にもとついて運営し、青年部大会で選出された青年部長は、 常任中央執行委員として待遇する。

3、専門委員会

必要に応じて中央執行委員会が設置し、課題別の活動をおこなう。 支部執行委員会のもとに、本部に準じた部局をおき活動する。 また分会執行委員会のもとに、支部に準じた部局をおく。

第6章会計

第39条 この組合の経費は、加入金、組合費、寄付金およびその他の財政活動でまかなう。

第40条 この組合の予算決算は大会の承認をうけなければならない。

第41条 この組合の会計年度は本部、支部ともの4月1日に始まり、翌年3月31日までに終わる。

第42条 1、この組合の加入金及び組合費は、大会において決定する。特別事情があるものについ

ては、組合費の減免をすることができる。

- 2、必要があるときは、中央執行委員会の議を経て組合費のほかに寄付金などの臨時徴収 をすることができる。
- 3、災害時においては、
 - ①全焼または全壊および全部冠水の場合は、罹災月より組合費を3か月免除する。
 - ②半焼または半壊および床上浸水の場合は、罹災月より組合費を2か月免除する。
 - ※①、②は災害救助法が適用された災害に限る。
- 第43条 納付済みの加入金、組合費は、原則として返さない。
- 第44条 この組合の財産管理は、本部財政および所有財産は中央執行委員会の、支部財政および所有 財産は執行委員会の責任とする。
- 第45条 すべての財源、および使途、主要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す決算報告は、 組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であるとの証明書とと もに、少なくとも年1回組合員に公表する。

附則

- 1、この規約は代議員の直接無記名投票の過半数の同意がなければ改正できない。
- 2、この規約は1975年7月23日より実施する。
- 3、この規約は1984年7月2日より実施する。
- 4、この規約は1991年6月24日より実施する。
- 5、この規約は1996年5月20日より実施する。
- 6、この規約は1998年5月18日より実施する。
- 7、この規約は2002年5月12日より実施する。
- 8、この規約は2010年5月9日より実施する。
- 9、この規約は2017年5月15日より実施する。
- 10、この規約は、2020年5月17日より実施する。

神奈川土建一般労働組合総合共済規定

2021年7月1日改定

第1章 総 則

(前 文)

組合員の傷病について労働組合としての基本的立場は、国と資本家の負担による社会保障制度を拡充させ、組合員や家族の生活安定を図れる保障を闘いのなかで追求しなければならない。

こうした不断の努力を前提として、現在の社会保障諸制度の不十分さを補完するものとして、仲間同士の助け合いによる共済制度の果す役割がある。

この原則を守り、利己的な傾向を厳しく克服し、この制度を運用しなければならない。

この共済制度が正しく運用されれば群・分会の確立、組合の民主化に一定の貢献をなし、建設労働者の生活改善に役立ち、組合の維持、拡大にも大きな役割を果すこととなるが、その運用をあやまれば組織に重大な影響を与える結果となることを十分に自覚し、この制度を正しく運用し、団結の方向で発展させなければならない。

第1条 (目 的)

総合共済規定は、前文でしめされている趣旨にそって、この制度が正しく運用されるための基準を しめすことを目的とする。

第2条 (名 称)

この共済は神奈川土建一般労働組合総合共済という。

第3条 (共済種目と加入基準)

- 1. この共済は第1条の目的を達成するため、次の共済種目と加入の基準を定める。
- (1) 共済種目はA型、B型、AS型、BS型の4種目とする。
- (2)組合員は本条2、3、4項を除きA型に加入しなければならない。
- 2. 新加入時に62歳以上でかつ75歳未満のもの、ならびに、常任書記はB型とする。
- 3. 新加入時に62歳未満であり、かつ7月1日現在で75歳以上に達しているものは、AS型とする。
- 4. 新加入時の年齢が 62 歳以上であり、かつ 7 月 1 日現在の年齢が 75 歳以上に達しているものは、 B S 型とする。(2021 年 7 月 1 日より)

第4条 (効力の発生)

この共済の給付は組合員が第6条の定めるところにより、共済名簿に登録された月の翌月1日以後 発生した共済事由より発効する。

第5条 (適用の範囲)

この共済の適用の範囲は組合員、配偶者及びその組合員の同一世帯に属する三親等以内の親族とする。また、配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及びその子を含む。 原則として、組合員でなくなった日以後の共済事由にたいしては受給資格が消滅する。

第6条(共済掛金の払込み)

組合員は毎月17日に翌月分の組合費と共済掛金を所属する群会計のもとに納入しなければならない。支部は、当月在籍組合員の登録を、毎月の指定された日までに加入、脱退、移動を整理して本部

に報告するとともに、共済掛金を月内に本部に一括納入する。

第7条(月額掛金)

 A型
 1,420 円
 B型
 720 円

 AS型
 1,120 円
 BS型
 420 円

A型・B型の共済掛金には、団体生命共済の掛け金を含み、こくみん共済 COOP に再共済をおこな うものとする。団体生命共済の死亡共済金は、毎月の人員確定日までに登録された翌月分の組合員名 簿に基づいてこくみん共済 COOP より給付される。(2021年7月1日より)

第8条(共済掛金滞納に対する措置)

- 1、組合員が共済掛金を正当な理由なく滞納した場合、掛金の納入されている月の翌月一日より、 滞納が解消される間に発生した共済事由にもとづく給付申請の権利は失効する。
- 2、支部が共済掛金を滞納した場合、滞納期間中の共済給付はすべて停止する。ただし滞納が解消した時点でその間の共済給付は復帰する。
- 3、理由なく本部費が滞納されたときもこれと同等の取り扱いをおこなう。ただし、滞納の理由 等が財政部に報告され、財政部から共済取り扱いについて、一定の意志が通告されたものについて は、この限りではない。
- 4、組合再加入および支部を移動した場合、これまでの見舞金給付履歴を第8条1項、第12条に 基づき給付を開始する。

第2章 給 付

第1節 A型傷病見舞金、非傷病見舞金、B型傷病見舞金

第9条 (給付の目的と対象)

A型加入の組合員が私傷病により療養のため労務に服することができないとき、その療養中の治療費及び療養費を補うために給付される。

第10条 (私傷病)

私傷病とは業務に起因する傷病、加害者のある交通事故に起因する傷病、第三者加害行為に起因する傷病以外の疾病負傷をいう。ただし、腰痛関係はすべて業務に起因する傷病とみなす。

第11条 (労務不能)

療養のため労務不能とは病気及び負傷のため身体の一時的異常によって労働能力、日常生活に支障をきたし、治療のために通院又は入院し、労務に服することができないことをいう。

労務不能は主治医の認定を参考とするが、最終的には組合員に業務の諸条件を考慮し、必ずしも医 学的判断のみによらず認定委員会が認定する。

第12条(給付の種類、期間および金額)

- 1、私傷病による傷病見舞金は、組合員が療養のため労務不能となった場合に5日間の待期を設け、 累計 180 日分を限度として給付する。
- (1)5日間の待期とは療養のためはじめて労務不能となった日から5日間の待期をおき、6日目から傷病見舞金が給付される。従って休業が6日以上続かなければ給付されない。

- (2) 労務不能が断続した場合は、それぞれの労務不能期間ごとに5日間の待期をおき、6日目から給付する。
- (3) 私傷病見舞金の給付は、支給日数の合計が180日に達した時点で満了とし、3年の待期を経たのちさらに60日を限度として給付する。
 - この規定の起算日は2018年6月1日とする。
- (4)累計120日分以上180日未満の給付を受けた組合員が、最後の給付日から3年経過した後に残日数を超える労務不能となった場合、組合員の選択により180日分の残日数の給付を放棄する代わりに追加の60日分の給付を選択することができる。
- 2、傷病見舞金給付申請書に記入された休業日数の認定は必要に応じて第三者の専門機関に依頼することができる。
 - 3、給付金額

A型傷病見舞金は、一日につき 4,000 円を給付する。

ただし、疾病によって入院したときは、別途1日につき2,000円を加算する。

- 4、A型非私傷病見舞金
- (1) 給付の対象

A型加入の組合員が、私傷病以外の傷病で 14 日以上労務不能となったときに給付する。

(2) 給付金額

労務不能期間の日数に応じて、次に定める金額を給付する。

- ①14 日以上かつ 30 日未満のとき 1万円
- ②30 日以上かつ 90 日未満のとき 2万円
- ③90 日以上のとき 4万円
 - 5、腰痛入院見舞金
- (1) 給付の対象

A型加入の組合員が、第 10 条に定める私傷病に該当せずA型傷痛見舞金の対象にならなかった腰痛で入院した際に給付する。

ただし、労災補償の適用をうけたものおよび適用が受けられることが明らかなものを除く。

(2) 給付の期間及び金額

腰痛入院見舞金は、療養のため入院した日数に応じ、累計 60 日分を限度として1日につき 1,500 円を給付する。

- 6、B型傷病見舞金
- (1) 給付の対象

B型加入の組合員が、疾病負傷の原因に関係なく、14 日以上労務不能となったときに給付する。 ただし、疾病によって入院したときは、別途に入院見舞金を給付する。

(2) 給付金額

B型傷病見舞金は、第 12 条 4 項(2)で定めた金額とする。また、入院見舞金は、入院初日より 1 日につき 500 円を給付する。

第13条 (給付金の制限)

- 1、労務不能により給付を受ける期間内に給料等、その他賃金を受けた時は、その期間、金額により、給付金を制限することができる。
 - 2、通院の場合に、病状によって最高80%の限度で給付金の制限をすることができる。

第14条 (傷病見舞金の時効)

傷病見舞金の請求権は労務不能となった日ごとに発生するものであるから、個々の労務不能の日の 翌日から消滅時効は進行し1年で完成する。

第2節 組合活動中の事故見舞金・財政業務事故給付金

第15条 (給付の対象)

組合員及び組合員と同一生計を営む家族の組合活動中の事故に対して、見舞金を給付する。

第16条 (組合活動中とは)

会議への往復、諸活動への動員参加、組合費集金・ビラ配布などの組合活動中の事故及び本部・支部・分会や群で主催する旅行、運動会などの行事が含まれる。

第17条 (給付期間と給付金額)

この見舞金は、労務不能期間ならびに第42条・43条にもとづき次のように給付する。

- (1) A型加入の組合員の事故について次のように給付する。
- ① 1日について5,000円とし、待機期間なしで1日目から最高180日間給付する。
- ② 死亡及び廃疾の場合、100万円
- ③ 障害の場合、100万円から4万円 (障害等級1~14級)
- (2) B型加入の組合員の事故について次のように給付する。
- ①1日について2,500円とし、待機期間なしで1日目から最高180日間給付する。
- ② 死亡及び廃疾の場合、100万円
- ③ 障害の場合、100万円から4万円 (障害等級1~14級)
- (3) 家族の事故について次のように給付する。
- ① 1日について1,500円とし、待機期間なしで1日目から最高180日間給付する。
- ② 死亡及び廃疾の場合、100万円
- ③ 障害の場合、100万円から4万円 (障害等級1~14級)

第18条 (財政業務事故とは)

組合財政担当者(もしくはその委託を受けた組合員、同居の家族)が、財政業務執行中に第三者の 行為によって死傷した場合は、次の給付を行う。ただし、第三者の行為とは、金銭の奪取を目的とし た事件をさす。

- ①死亡の場合 財政担当者800万円、およびその他の組合員、家族300万円
- ②障害の場合 財政担当者800万円 \sim 32万円、およびその他の組合員、家族300万円 \sim 12万円(障害等級 $1\sim$ 14級による)
- ③休業については、第17条(1)~(3)①の規定通りとする。

第3節 死亡弔慰金

第19条 (本人死亡)

本人死亡は病死、事故死、自殺など死因に関係なく共済金を給付する。

第20条 (配偶者死亡)

配偶者の死亡は、婚姻、内縁、死因を問わず共済金を給付する。

第21条 (両親死亡)

両親死亡は組合員と同居する組合員及び配偶者の両親の死亡のとき共済金を給付する。

第22条 (家族死亡)

家族死亡は第5条で定める扶養家族(妊娠4ヶ月以上の死産を含む)で、第21条で定める両親以外の死亡のとき共済金を給付する。

ただし、組合員と姓の異なる家族については支部代表者の証明を必要とする。

第23条 (給付責任の免除)

犯罪行為に関する死亡には給付しない。

第24条 (給付金額)

1、死亡弔慰金は、次に定める金額を給付する。

本人の死亡のとき10万円

配偶者の死亡のとき 5万円

両親、家族の死亡のとき1万円

2、特別弔慰金

AS型の組合員が死亡したときは、特別弔慰金40万円を死亡弔慰金と合わせて給付する。

BS型の組合員が死亡したときは、新加入時に65歳未満だったものに限り、特別弔慰金40万円を給付する。(2021年7月1日より)

第4節 住宅災害見舞金

第25条 (住宅災害給付対象)

- 1、組合員が居住の本拠をおく、家屋、家財の火災や災害による損害にたいして給付する。
- 2、火災(消防破壊、落雷、破裂、爆発を含む)
- (1) 全焼壊とは建物の70%以上が焼失または破損したもの。
- (2) 半焼壊とは建物の30%以上が焼失または破損したもの。
- (3) 一部焼壊、消防冠水とは損害額が2,000円以上で半焼壊に至らないもの。
- 3、火災以外の住宅災害
- (1) 全壊・全流失とは建物の70%以上が流失または破損、1.8m以上床上浸水したもの。
- (2) 大規模半壊とは建物の50%以上70%未満が損壊、1m以上1.8m未満の床上浸水したもの。
- (3) 半壊とは20%以上50%未満の損壊、1m未満の床上浸水したもの。

第26条(給付の認定)

住宅災害については認定委員会が現場調査をおこなった後でなければ共済給付の認定をおこなうことができない。ただし、火災以外の住宅災害については必要書類の提出をもって現場調査にかえ認定することができる。

第27条 (給付金額)

住宅災害見舞金は、次に定める金額を給付する。

全焼壊・全流失のとき 15 万円、半焼・大規模半壊のとき 10 万円、

一部焼壊、消防冠水、1m未満の床上浸水のとき 5万円

第5節 祝金

第28条 結婚祝金

1、給付の対象

結婚祝金は組合員が法律上の婚姻をした場合に給付する。

2、給付金額

結婚祝金は、3万円を給付する。

第29条 出産祝金

1、給付の対象

出産祝金は組合員と配偶者の間に生まれた子の出生に際して給付する。ただし、流産、死産、生後 14日以内の死亡は除く。

2、給付金額

出産祝金は、一児につき2万円を給付する。

第30条 入学祝金

入学祝金は組合員の子供が小学校および中学校に入学した場合に給付する 給付金額は小学校入学に1万円、中学校入学に1万円をそれぞれ給付する。

第31条 成人祝金

組合員本人が20歳になった際、2万円を給付する。

第32条 長寿祝金

長寿祝金は組合員が75歳から5歳ごとの誕生日を迎えた際に給付する。 給付金額は1万円を給付する。ただし、配偶者がある場合は5千円を加算する。

第33条 CCUS 技能者登録祝金

組合員が新規に CCUS 技能者登録をおこなった際に、2000円を給付する。

第6節 臓器提供等見舞金

第34条 給付の対象

A型加入の組合員が、私傷病に該当せず臓器を移植および骨髄移植により提供する際の労務不能に限り給付する。また臓器および骨髄提供の相手は配偶者と三親等内の血族に限る。

第35条 給付の期間と給付金額

- 1、移植による医療行為により労務不能となった日から5日間の待期を設け最高90日間とする。
- **2、**臓器提供等見舞金は労務不能 1 日につき4,000円を給付する。また、入院の際は別途2,000円を加算する。

第7節 その他の給付

第36条 配偶者の入院見舞金

同一居住の配偶者が7日以上入院した場合、1万5千円の見舞金を給付する。

ただし、入院開始日の属する年度内に1回を限度とする。

分娩においては異常分娩のみを給付対象とする。

この規定の起算日は2018年4月1日とする

第8節 給付の共通原則

第37条 (共済給付の申請)

- 1、組合員または共済金受取人は、共済事由が発生したときは所定の共済金給付申請書に別表で定める書類を添付して群長に提出する。
- 2、群長は提出された共済金給付申請書を群会議で審査基準にもとづいて審査し、審査にあたっての意見と群長の署名、捺印および出席者の署名のうえ、分会長の承認を得て、支部審査委員会に提出する。
 - 3、群会議がおこなわれていない場合は、群長を通じて分会執行委員会で審査する。
- 4、支部に審査委員会を設置し、群または分会執行委員会を通して提出された申請書を支部審査 委員会で審査し、指定された日までにまとめて本部に申請する。ただし、この場合申請内容に疑義 のあるものは支部審査委員会で再調査し取り扱いを決定する。

第38条 (見舞金請求)

傷病見舞金の請求は組合員が死亡したときを除いて必ず本人がしなければならない。 組合員が死亡したときに限って民法の規定による相続人が請求することになる。 傷病見舞金の受領については正当な委任関係があるかぎり第三者に代理受領させることができる。

第39条 (共済金給付申請の期限)

共済金給付申請の期限は共済事由発生の翌日から1年とし、この期限を過ぎたものは失効とする。 ただし、次の場合は期限を短縮または権利の制限をおこなう。

- 1、やむを得ざる理由にもとづく脱退の場合、脱退の日から1ケ月以内とする。
- 2、反労働組合的行為により組合を除名または除籍された場合その日から一切の権利を失う。

第40条 (給付責任の免除)

- 1 組合加入時には労務不能ではないが、それ以前に医療機関で治療を受け、なお継続している場合は、加入後にその傷病によって労務不能となっても傷病見舞金は給付されない。
- 2 故意の犯罪行為又は故意に共済事由を生ぜしめた場合、飲酒又は著しい不行跡によって共済事由を生ぜしめた場合は給付をおこなわない。
- 3 その他 10 名をこえる組合員の集団的災害の場合は共済責任を免責とすることができる。
- 4 故意または重大な過失による災害は共済金給付の全額または一部を給付しないことができる。
- 5 伝染病等による集団的傷病にたいしては本条3項による。

第3章 機関および審査

第41条(共済事由の認定)

本部に認定委員会を設け、認定委員会は共済金給付申請のあったときは細則に定める「共済給付

認定基準」により共済事由の認定を行う。

認定委員会は認定に疑義が生じたときこれを審査委員会に付託する。

組合員または共済受取人は認定委員会または審査委員会が必要と認めた調査に協力し、正当な理由なくこれを拒みまたは妨げてはならない。(意見の開陳、事情の聴取、身体の検査、死体の検案、その他)

第42条 (共済金の給付)

認定委員会は調査のためとくに日時を要する場合を除き、事務処理規定の定めるところによりすみやかに共済金を給付する。

第43条 (審査委員会)

共済金の適正な給付を行うため審査委員会を設ける。審査委員会の構成及び運営は細則で定める。 審査委員会は認定委員会から付託された事案及び異議申し立てをうけた事案を審査し、その取り扱いを決定する。

第44条 (異議の申し立て)

組合員及び共済金受取人は共済金給付に関する認定委員会の決定に不服があるときは、決定通知を受け取った日から60日以内に書面をもって審査委員会に異議の申し立てをすることができる。審査委員会は異議の申し立てを受けた日から60日以内に審査をおこない、その結果を申立人に通知しなければならない。

審査委員会の決定に不服があるときは60日以内に中央執行委員会に再審査請求をすることができる。中央執行委員会は再審査請求をうけてから60日以内に協議し、最終決定を行いその結果を申立人に通知する。

第5章 雑則

第45条 (共済金の返還)

提出書類もしくは陳述が事実に反したとき、詐欺その他の不正行為によって共済給付をうけたことがあとで発覚したときは直ちに返還させる。

第46条 (基金の積立て)

この共済制度の健全な運営を期するため共済掛金に対し定率の基金積立てをおこなう。

第47条 (規定の改廃)

この規定の改廃は中央執行委員会でおこなうことができる。

第48条 (規定の発効)

1、1983年6月1日	改正	11,	20	03年11月1日	一部改正
2、1988年7月1日	改正	12,	200) 5年9月1日	一部改正
3、1990年6月1日	改正	13,	200)8年9月1日	一部改正
4、1992年6月1日	改正	14、	201	10年4月1日	一部改正
5、1993年7月1日	改正	15,	201	12年4月1日	一部改正
6、1996年7月1日	一部砂下	16,	201	18年6月1日	一部改正

- 7、2002年7月1日 一部改正
- 8、2003年3月1日 一部改正
- 9、2003年4月1日 一部改正
- 10、2003年9月1日 一部改正
- 17、2020年2月1日 一部改正
- 18、2020年4月1日 一部改正
- 19、2021年7月1日 一部改正

審査委員会細則

- 第1条 共済金の適正な給付をおこない、神奈川土建一般労働組合共済規定第1条の目的を達成するため、 審査委員会を設置する。
- 第2条 審査委員会は共済給付認定委員会から付託された事案、組合員または共済金受取人から異議の申し立てをうけた事案を、60日以内に審査及び必要に応じて調査をおこない、その結果を認定委員会または異議申立人に通知しなければならない。
- 第3条 審査委員会は厚生文化部担当中央執行委員及び、4役と常任中央執行委員から若干名で構成する。
- 第4条 審査委員のなかから委員長1名を互選する。
- 第5条 審査委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第6条 審査委員会は出席委員の3分の2以上の同意を得て議決する。
- 第7条 審査委員の任期は神奈川土建一般労働組合の大会から大会までとする。

% AHA ⊘ 1		金申請添付書数			
給付金の種類		申請用紙	添付書類		
出産祝い金		(祝金・見付	母子手帳の自治体首長の印鑑があるページのコピー 生まれた子の保険証コピー (保護者が組合員であること) 住民票コピー など		
			婚姻届受理証明書コピー 戸籍抄本コピー など 住民票コピー(受給資格発生日・時効に疑問がないもの限る)		
死亡弔慰金	配偶者・家族	舞金 金支 • 帝 年 年	死亡診断書コピー 死亡診断書コピー 住民票除票 戸籍抄本コピー など		
長寿祝い金	配偶者なし配偶者あり	慰請 金書	不要 配偶者保険証・住民票等コピー など		
入学祝い金	組合員の子ども の小中学校への 入学		子の保険証コピー 入学案内はがきコピーなど 建設国保加入者は画面コピー可		
成人祝い金	成人祝い金 本人が20歳		不要		
CCUS登録祝金	カード新規登録		CCUS技能者登録カードコピー		
A型私傷病身	見舞金	私傷病見舞金 支給申請書	申請用紙に医師の証明を受ける(柔道整復師は不可)建設国保加入 者の場合は、傷病手当金支給申請書のコピーでも可。ただし、内容		
組合活動中の事故見舞金		組合活動中の事故 見舞金申請書	に疑義が生じた場合は所定の用紙への証明を改めて求める。 交通事故(自損)の場合は、事故証明書または事故状況報告書		
腰痛入院見舞金		私傷病見舞金 支給申請書	傷病手当金支給申請書のコピー、生命保険等の証明書コピー、医療機関の領収書コピー		
	B型私傷病	共済給付金	傷病手当金支給申請書のコピー、未加入者は医療機関の領収書コピー、生命保険等に提出する証明書コピーなど		
傷病見舞一時金	労災	支給申請書	労災8号コピー、給付決定通知はがきコピー など		
	交通事故	(祝金・見舞	事故証明		
配偶者入院見舞金		金•弔慰金)	医療機関の領収書コピー、生命保険等に提出する証明書コピーな ど。組合員と姓が違う場合は住民票等も必要		
住宅災害		住宅災害 見舞金申請書	罹災証明書		

神奈川土建一般労働組合総合共済 給付金一覧表

※加入時62歳以上の方はB型(BS型)になります

	共済事由	区分	A型(AS型) B型(BS型)			B型(BS型)	
		私傷病に限り	労災・第三者行為 <u>以外</u> の私傷病 で労務不能のとき1日4000円、 最高180日(待期5日) 病気による入院の時は2,000円 を加算		病気による入院の場合のみ1 日500円最高180日(待期な し)		
	傷病見舞金	休業14日以上	為労 の災	10,000円	ついての傷病に	10,000円	
		休業30日以上	と・ き第 三	20,000円		20,000円	
		休業90日以上	者 行	40,000円		40,000円	
		全焼		150,00	00円		
住宅	火災	半焼		100,00	00円		
災害		一部焼(冠水)		50,00	0円		
見舞		全壊・全流失	150,000円				
金	風水害 その他	大規模半壊	100,000円				
		半壊・床上浸水	50,000円				
	結婚祝金		30,000円				
	出産祝金		20,000円				
配	偶者入院見舞金	7日以上の入院	15,000円				
臓	器提供等見舞金	配偶者・及び本人の3親等 以内の血族への提供	1日4,000円最高90日まで (待期5日)入院時2,000円加算 なし			なし	
腰	要痛入院見舞金	腰痛入院1日につき (労災認定を受けたものを除く)	1,500円 か			なし	
小.	中学校入学祝金	組合員の子どもの入学	10,000円				
	成人祝金	組合員が成人に達したとき	20,000円				
	長寿祝金	75歳以上5歳ごとの誕生日	10,000円、配偶者ありは5,000円を加算				
С	CUS登録祝金	組合員が新規にCCUS 技能者登録を行った場合	2,000円 (青年部員は青年部から別途+1,500円)				
死 本人 死因にかかわらず		100,000円					
元 ・		70E31-W-W-47-O-7	50,000円				
慰 両親		同居に限る	10,000円				
金家族		1.37m (-127 0	10,000円				

団体生命死亡共済金	75歳未満の組合員が亡くなったとき	700,000円 (こくみん共済COOPより)
特別弔慰金	75歳以上の組合員が亡くなったとき (2021年7月以降65歳以上で組合に加入した方は対象外)	400,000円

組合活動中の 事故見舞金

	A型•AS型	B型∙BS型	家族
給付金額	1日5,000円	1日2,500円	1日1,500円
給付期間	最高180日 (待期期間なし)	最高180日 (待期期間なし)	最高180日 (待期期間なし)
死亡・廃失	100万円	100万円	100万円
障害	100万円~4万円 (1級から14級)	100万円~4万円 (1級から14級)	100万円~4万円 (1級から14級)

支部連絡先

	7 111 12 111 1
支 部 名	住所・電話番号・FAX
横浜支部	〒 222-0001 横浜市港北区樽町2-1-21
	TEL 045-542-4316 FAX 045-542-4317
横浜緑支部	〒 227-0062 横浜市青葉区青葉台2-32-8
一	TEL 045-985-1903 FAX 045-985-1905
南横浜支部	〒 235-0045 横浜市磯子区洋光台3-4-1
	TEL 045-831-9092 FAX 045-831-9363
横浜西支部	〒 241-0821 横浜市旭区二俣川1-86-8
	Tel 045-367-4624 FAX 045-367-4626
横浜中央支部	〒 232-0056 横浜市南区通町1-6-6
	Tel 045-722-8727 FAX 045-722-8728
横浜戸塚支部	〒 245-0014 横浜市泉区中田南3-6-5
	Tel 045-800-1345 FAX 045-800-1355
横浜鶴見支部	〒 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-5
	TEL 045-508-5101 FAX 045-508-5253
川崎支部	〒 210-0837 川崎市川崎区渡田1-11-14
	Tel 044-355-0456 FAX 044-355-9230
川崎中央支部	〒 213-0035 川崎市高津区向ヶ丘21-17
	TEL 044-865-7936 FAX 044-865-5924
川崎西支部	〒 214-0012 川崎市多摩区中野島3-23-28
	Tel 044-931-3336 FAX 044-931-3337
横須賀三浦支部	〒 239-0807 横須賀市根岸町4-1-28
	Tel 046-835-7720 FAX 046-835-0163
湘南支部	〒 252-0815 藤沢市石川2-25-17
	Tel 0466-88-3643 FAX 0466-88-3480
大和支部	〒 242-0029 大和市上草柳1-4-9
	T _{EL} 046-200-5388 FAX 046-200-5389
厚木支部	〒 243-0211 厚木市三田2-13-18
	TEL 046-242-3992 FAX 046-243-1511
相模原支部	〒 252-0239 相模原市中央区中央2-4-10
	TEL 042-754-8023 FAX 042-754-6895
西相支部	〒 256-0816 小田原市酒匂1374-18
	Tel 0465-47-1700 FAX 0465-47-1801
平塚支部	〒 254-0087 平塚市豊田本郷1734
	TEL 0463-33-3400 FAX 0463-33-3433
座間海老名支部	〒 252-0016 座間市西栗原1-7-33
	TEL 046-255-3215 FAX 046-255-9444
茅ヶ崎寒川支部	〒 253-0085 茅ヶ崎市矢畑1063-1
	TEL 0467-57-0050 FAX 0467-57-0052
鎌倉逗子葉山支部	〒 249-0008 逗子市小坪1-1270-3-202
	TEL 0467-61-3888 FAX 0467-61-3889